

令和8年度 常陸大宮市立山方南小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童に対していじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、また、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等の対策を講じる。

2 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

けんかやふざげ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景になる事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われているいじめを放置してはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」であることを踏まえ、全ての児童を対象にいじめの未然防止の観点で全職員が組織的かつ継続的に取り組む。そのために、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、互いを認め、尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

5 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その防止に努める。

6 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。また、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。

II いじめ防止のための対策

1 基本施策

(1) 学校におけるいじめ防止

- ① 学校の最重点目標の一つとして、いじめを見逃さないことを掲げ、組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者や地域住民、関係機関との連携を図りながら、児童が主体的にいじめ防止に取り組むことができるように支援する。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために啓発活動を行う。

(2) いじめの未然防止のための措置

① いじめについての共通理解

全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。また、児童が互いを認め合い、円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を養う。

③ いじめを生まない集団づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

④ 特に配慮が必要な児童への対応

下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

⑤ 自己有用感や自己肯定感を育む

児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

・委員会活動 ・クラブ活動 ・学級活動 ・学校行事 ・ボランティア活動 ・南っ子賞

⑥ いじめについて学び取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

・なかよし集会 ・人権標語 ・情報モラル学習

(3) いじめの早期発見のための措置

① 日常的な観察の重視

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いつでも、どこでも、だれに対しても行われる可能性がある。」という認識をもち、全教職員が日常的な観察をていねいに行い、小さな変化を見過ごさないようにする。

② いじめ調査

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

ア 児童対象いじめアンケート調査 毎月

イ 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（随時）

ウ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年2回（6月、11月）

③ いじめ相談体制

児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

ア 教育相談

イ 緊急スクールカウンセラーの活用

ウ 市教育支援センターの活用

エ 関係機関との連携

オ いじめ相談窓口の設置

(4) 教職員の資質向上

いじめの防止に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

① 児童の実態把握を目的とした校内研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に役立てる。

② カウンセリングの実施方法等の実践的な研修を行い、指導力の向上を図る。

③ 事例研究を通して、具体的な対応の方法について理解を深め、実践力の向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(2) 活動

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめの防止に関すること
- ③ いじめの防止のための啓発活動に関すること
- ④ いじめ事案への対応に関すること
- ⑤ 関係機関との連携に関すること
- ⑥ 家庭や地域との連携、協力に関すること

(3) 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合や、いじめの疑いが生じた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、全職員が共通理解のもと、いじめに対処する。
- (3) いじめを止めさせたあとは、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童等が安心して生活できるようにするために、保護者や関係機関との連携を図り必要な対処をする。
- (5) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- (6) 直接いじめに関わらなかった児童に対しても、傍観者とならないよう指導する。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめは、大人の目にふれにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の理解を求め、家庭・地域・関係機関との連携を図る。
- (8) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び大宮警察署等と連携して対処する。
- (9) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の3つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

③ ②の要件について、本人・保護者との面談等により確認が取れていること。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

① 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童が自殺を企画した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神的な疾患を発症した場合
- など

② 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 相当の期間については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

※ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態ならびに重大事態の疑いが生じた場合は、市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ 調査終了後も、調査結果を基に学校、家庭、関係機関と連携しながら、継続的な見守りや支援体制を整え、再発防止策を講じる。

⑥ 改訂ガイドラインに基づくチェックリストを活用し、対応漏れも防ぐ。

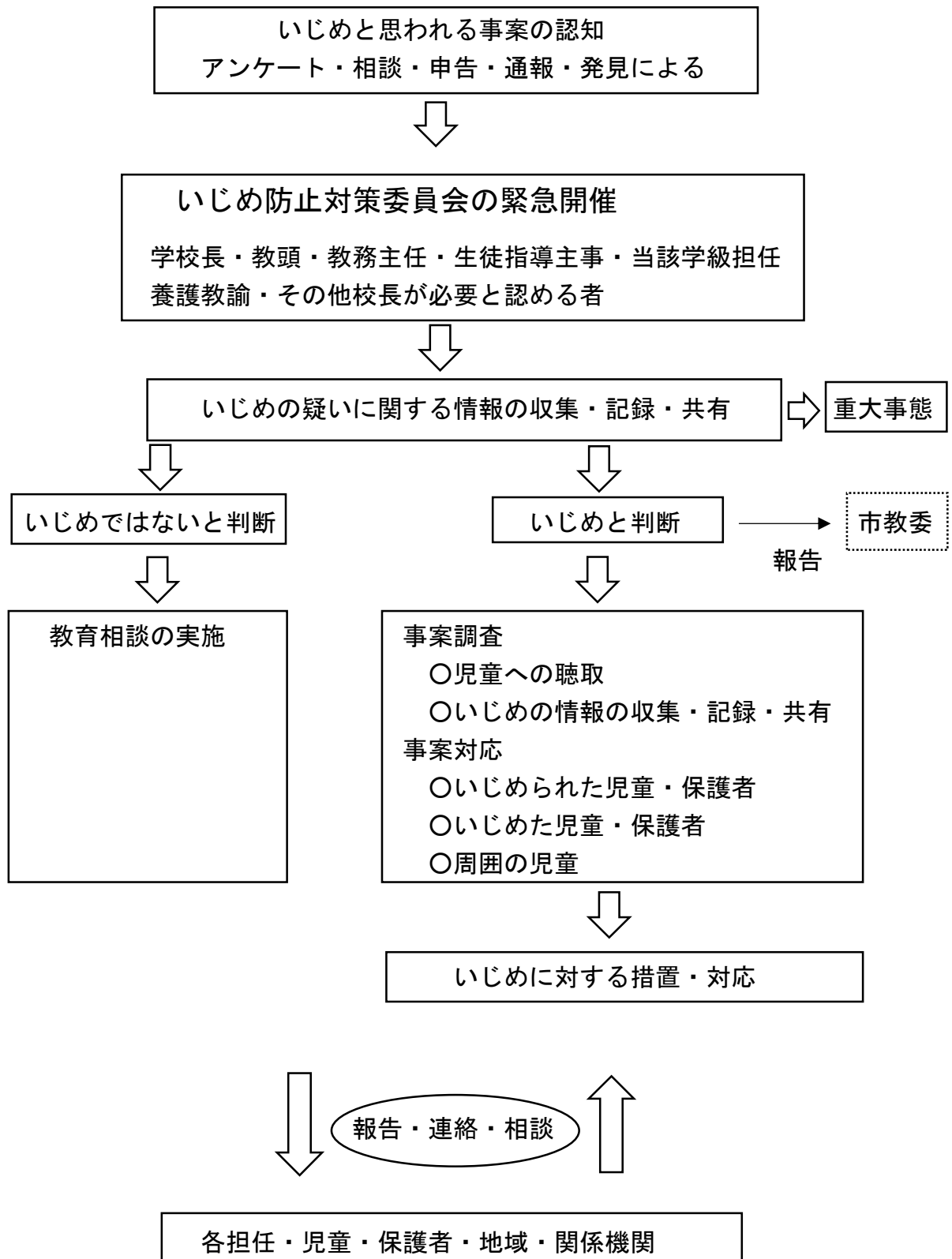
5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

(1) いじめの早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

【いじめ事案への対応】



いじめ防止のための年間計画

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	関連行事等
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○定例会の開催 ○いじめに関する情報の収集と対応策の検討 ○生活アンケートの検証 ○いじめ事案報告（10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会における校長講話 ○道徳教育体験活動の充実 ○楽しく分かる授業の充実 ○いきいきタイム ○縦割り班活動 ○南っ子賞 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケート・相談 ○SCの相談 ○身体測定 ○健康観察 ○朝の会・帰りの会でのふり返し 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○「学校いじめ防止基本方針」ホームページにアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制やSCの児童・保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き ○PTA総会 ○学級懇談会 ○家庭確認 ○1年生を迎える会
5	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員による児童の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳でのいじめ防止に関する授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○QUテスト 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめチェックポイント活用研修 			<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊学習 ○学校評議員会
7	<ul style="list-style-type: none"> ○前期の取組の点検・評価 			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ○事例研修 			
9		<ul style="list-style-type: none"> ○人権メッセージ 		
10		<ul style="list-style-type: none"> ○なかよし集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（保護者） ○QUテスト 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ○校外研修伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級活動でのいじめ防止に関する授業 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会
12	<ul style="list-style-type: none"> ○後期の取組の点検・評価 			
1	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル指導 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（保護者） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 ○学校評議員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の取組についての総括・評価 ○「学校いじめ防止基本方針」の修正 			<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会

関連法案等

- ・「いじめ防止対策推進法」平成25年9月施行
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年策定、平成29年改訂 文科省
- ・「茨城県いじめの根絶を目指す条例」令和2年4月施行
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月、令和6年8月改訂 文科省
- ・「いじめの重大事態対応マニュアル」平成31年 茨城県教育
- ・「いじめ対策に係る事例集」平成30年9月 文科省
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」文科省
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」平成28年3月 文科省
- ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教職員向け）平成20年11月
- ・「生徒指導リーフ」国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター
- ・「常陸大宮市いじめ防止基本方針」平成26年10月、令和3年9月改訂